

公布された規則のあらまし

○世界海洋プラスチックプランニングセンター条例施行規則（規則第 45 号）

- 1 この規則は、世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、条例の施行の日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。
- 3 条例附則第 2 項の規定による指定管理者の指定及び利用料金の設定に関し必要な手続については、この規則の規定の例によることとした。